

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
	区分	分野										
74	地方に対する規制緩和	医療・福祉	食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止	健康増進法における特別用途表示の許可申請について、営業所(本社、研究所等)の所在地の都道府県経由事務を廃止し、申請者から直接、内閣総理大臣(消費者庁)へ申請することとする。	【支障事例】 現行制度では、食品の特別用途表示の許可申請は、営業所の所在地の都道府県(窓口は保健所)を窓口として消費者庁に提出することとされている。 また、許可書についても、消費者庁から都道府県(本庁、保健所)を経由し、申請者に送付される。 現実的な審査費は消費者庁が行っており、都道府県が行っている事務は必要書類や書類項目の確認といった形式的なものであり、都道府県を経由することによって、却って実質的な審査開始までに時間がかかっている。なお、申請書は都道府県による提出が可能のため、保健所が窓口となる必要はないものと考えられる。	【制度改正による効果】 都道府県を経由する事務を廃止し、申請者が直接、消費者庁に申請することにより、速ちに審査が開始できるなど、申請事務の効率化が期待できる。	健康増進法第26条第2項	消費者庁	愛知県	—	茨城県、石川県、群馬県、熊本県 ○前による審査は形式的なものであり、廃止により効率的で迅速な審査が期待される。 ○許可要件に関する詳細な質問については窓口である保健所では明確な回答ができません。消費者庁へ照会する事になり時間がかかると共に、細かなニュアンスの違いにより誤解を生じる可能性がある。 ○保健所が申請書提出の窓口になることは、申請者にとってメリットがない。 ○本県事業者からも、速やかな事務処理に賛する要望があるため、都道府県を経由する事務を廃止していただきたい。	御提案のとおり、健康増進法第26条第2項に規定する都道府県を経由する事務廃止については、年末を自途に検討し、地方分権一括法により改正を行う。ただし、自由事務を廃止した場合であっても、同法第27条に規定する立入検査及び除去等の許可後の監視指導が、引き続き、都道府県においても適切に行われる必要があることから、特別用途食品の許可書の送付を国から直接申請者に行なうといった観点などに、当該食品に係る情報について、営業所の所在地の都道府県と共有する等運用面について、別途検討を進める。